平成２４年（フ）第６０４号
神戸市長田区長田天神町１丁目16番１―516号、申立時の住所神戸市長田区前原町２丁目３番４号　草場マンション102号
債務者　馬野　修一
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８０号
神戸市長田区長田天神町１丁目７番１号
債務者　福原　和子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９９号
神戸市垂水区塩屋町４丁目４番８号　第二窪田マンション303号
債務者　薮下　市**蔵**
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２０号
神戸市灘区鶴甲４丁目２番12―301号
債務者　栄ゆかりこと　榮　ゆかり
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９号
神奈川県三浦市初声町入江274番地２　県営初声シーサイドタウン８―306
債務者　高橋ロジェリンこと　タカハシ　ロジェリン　デラ
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５３０号
熊本市中央区国府２丁目２番７―502号　堀の内団地
債務者　下田美弥子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４０号
名古屋市中村区角割町１丁目14番地　シティハイム角割103号
債務者　村里　幸則
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３３号
名古屋市南区要町５丁目159番地の４、従前の住所名古屋市南区赤坪町56番地　赤坪小菅ビル102号
債務者　東前　景子（旧姓石田・吉本）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２号
山口県周南市室尾１丁目10番２号　サンハイツ室尾102号、前住所山口県周南市楠木２丁目15番32号
債務者　藤本　達也
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８６号
山口県周南市椎木町10番３号
債務者　甲斐　文雄
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１１６号
山口市徳地堀3631番地
債務者　野村　定美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
長崎県佐世保市鹿町町深江294番地２
債務者　木村　睦夫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市梅田町51番地３　Ｂ号室、旧住所長崎県佐世保市松山町504番地
債務者　中川　　始
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第１３０５号
千葉県市原市馬立1616番地11
破産者　大塚　勝彦
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９９号
千葉市若葉区若松町718番地３
破産者　青柳　秀樹
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２１号
千葉県船橋市宮本７丁目15番22号　丸誠苑101号
破産者　染矢　　進
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２４号
千葉市中央区大森町334番地４リバーストーン３　104号
破産者　屋島　祐太
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３７号
千葉県市川市高谷２丁目10番20―309号　エレガンス７
破産者　高橋　元気
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３８号
千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王415号
破産者　坂田　康範
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５５号
千葉市中央区大森町227番地１　イトウコーポ105号
破産者　原田　　保
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。千葉地方裁判所民事第４部破産再生係